

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

公立学校共済組合貸付規程等の一部改正について（通知）

標記の件につきまして、下記のとおり通知します。

記

1 地方公務員の定年引上げに伴う改正

（1）概要

令和5年4月から実施された地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）に基づく地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、再任用制度が変更されたことに伴い、公立学校共済組合貸付規程第2条及び貸付規程の実施に関する規則第2条の改正を行い、特別貸付けの対象者を変更する。

（2）実施時期

令和5年4月1日

2 地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大に伴う改正

（1）概要

令和4年10月から実施された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による地方公務員共済組合制度における非常勤職員等への適用拡大に伴い、貸付規程の実施に関する規則の改正を行い、特別貸付けの対象者を変更する。

（2）適用時期

令和4年10月1日

＜公立学校共済組合 特別貸付け＞

再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合に申込む貸付け（貸付規程第5条9号）再任用組合員等とは、再任用等任期の定めのある職員をいう。

申込み額は給料月額×3/10×残任期月数までで、任期期間で返済を完了するものである。申込みには申込日の属する月の末日時点で引き続き組合員期間が6ヵ月以上あること。なお、任期の定めのある職員は互助会の貸付け制度は利用できない。

担当：埼玉県教育局教育総務部福利課
貸付・ライフプラン担当
電話：048（830）6701